

8. 事務（研究費）

津田塾大学研究活動上の不正行為の 防止等に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、「津田塾大学コンプライアンス推進規程」に基づき、津田塾大学（以下「本学」という。）における研究活動上の不正行為の防止及び研究活動上の不正行為が生じた場合に適切に対応するための措置等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 本規程における「研究活動上の不正行為」とは、次の各号をいう。

- （1）ねつ造 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことにより、存在しないデータ、研究成果を作成すること
- （2）改ざん 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことにより、データ、研究結果等を不正に変更する操作を行い、その結果得られた変更・変造データ等を報告もしくは論文等に利用すること
- （3）盗用 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことにより、他人のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文を当該研究者の了解または適切な表示をしないで流用すること
- （4）研究費の不正使用 資金元及び本学の規定に違反する経費の使用
- （5）二重投稿 同一内容とみなされる研究論文を複数作成して異なる雑誌等に発表する行為（投稿先学術雑誌等の規定を満たし、二重投稿と解されない状態となったものは除く。）
- （6）不適切なオーサシップ 研究論文の著者リストにおいて、著者としての資格を有しない者を挙げ、または著者としての資格を有する者を除外する行為
- （7）利益相反に関する諸問題 教職員としての義務よりも、自己又は第三者の利益を優先させる不正な行為

（研究者の責務）

第3条 研究者は、研究活動上の不正行為を行ってはならない。

- 2 研究活動上の不正行為が認定された場合は、当該研究活動上の不正行為に関与した者に対して「就業規則」、「嘱託職員就業規則」等関係諸規程に従って、処分を課すものとする。
- 3 研究者は、研究倫理教育に関する研修会等に参加しなければならない。
- 4 研究者は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を確保するために、生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬、研究データその他の研究資料を一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

（不正防止計画推進）

8. 事務（研究費）

第4条 統括管理責任者は、研究活動上の不正行為を防止するための計画を策定し、教職員に周知するものとする。

2 不正防止計画推進部署は、教育研究支援事務室をもって充てる。

3 教育研究支援事務室は、統括管理責任者の指示のもと、研究活動上の不正行為を防止するために次の業務を行う。

(1) 不正防止計画の企画及び立案に関すること。

(2) 不正防止計画の推進に関すること。

(3) 不正防止計画の検証及び定期的な見直しに関すること。

(4) 研究活動上の不正発生要因に対する改善策に関すること。

(5) 研究活動上の行動規範案の作成に関すること。

4 教育研究支援事務室は、研究活動上の不正行為防止のためのルール等を教職員に周知徹底するものとする。

(研修)

第5条 研究活動上の不正行為を防止するために、教職員を対象とした研修会を定期的実施するものとする。

(相談窓口の設置)

第6条 本学における研究活動上の不正行為等に関する相談を受け付けるための窓口（以下「相談窓口」という。）を置く。

2 相談窓口は、教育研究支援事務室とする。

3 相談窓口に関する細則は、別に定める。

(事務)

第7条 本規程に関する事務は、教育研究支援事務室が関係部局の協力を得て処理する。

(雑則)

第8条 本規程に定めるほか、必要な事項は別に定める。

(改廃)

第9条 本規程の改廃は、教育研究支援事務室が起案し、学長室会議の議を経て、学長が行う。

附 則

本規程は、平成19年（2007年）10月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

本規程は、平成27年（2015年）4月1日から施行する。

本規程は、平成28年（2016年）2月10日から施行する。

本規程は、平成29年（2017年）10月1日から施行する。

本規程は、平成30年（2018年）4月1日から施行する。

本規程は、令和2年（2020年）10月1日から施行する。

本規程は、令和3年（2021年）10月1日から施行する。